

2021 年 3 月 4 日 全 7 頁

5 年後の約束手形の利用廃止について

資金手当ての役割は薄れ手形残高は 30 年前の 4 分の 1 に

金融調査部 主任研究員 鈴木文彦

[要約]

- 5 年後（2026 年）の約束手形の利用廃止を目指し、政府は「約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画」の策定を産業界、金融界に求める方針だ。去る 2 月 19 日に取りまとめられた中小企業庁「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」を受けた経済産業大臣記者会見で明らかになった。背景には下請取引の適正化、金融のデジタル化・ペーパーレス化の社会的な要請がある。
- すでに支払手形は残高ベースで 30 年前の 4 分の 1 に落ち込んでいる。振出、受取、振出の連鎖の源流にある建設業で手形払いが減少した。企業単位でみれば手形払いから現金払いへの切り替えは資金不足要因となるため、5 年後の全面廃止に向けては個々の企業の資金手当てが課題となる。もっとも、コロナ禍による不確実性はあるが 30 年前に比べ借入余力があることからその程度は大きくないと思われる。

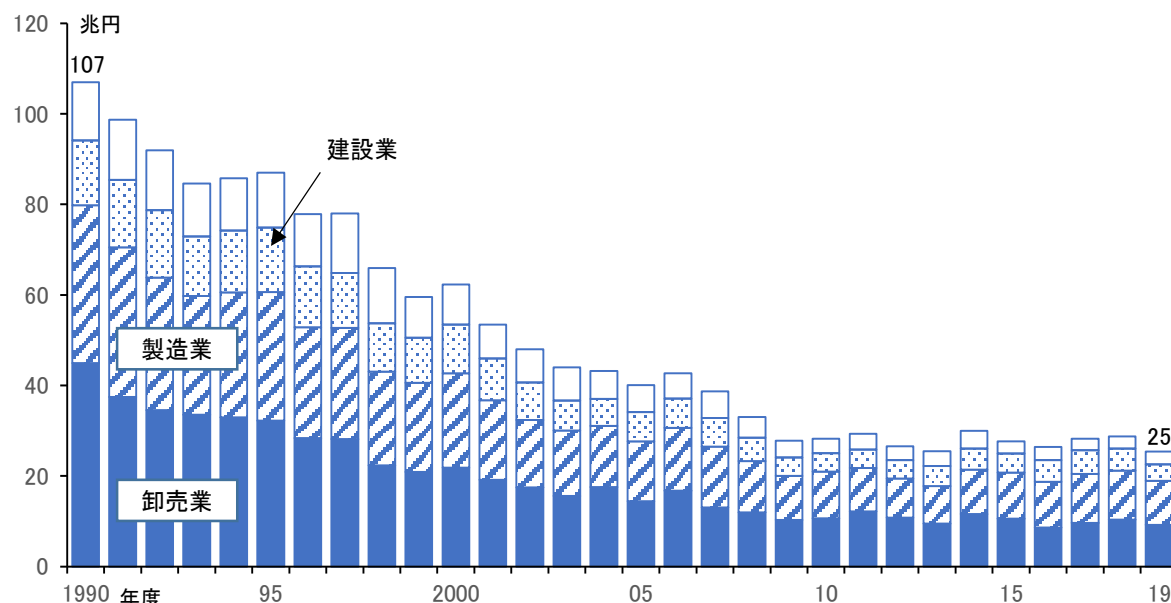
資金調達手段としての支払手形

ピーク時の 1990 年度に約 107 兆円あった支払手形は 2019 年度に約 25 兆円となり、この 30 年で約 4 分の 1 になった（図表 1）。業種別にみると残高が多いのは製造業と卸売業で、これに建設業を加えた 3 業種で総残高の 9 割弱を占める。この割合は 1990 年度から変わらない。

手形払いには資金調達手段としての側面がある。金融機関から借り入れる代わりに支払いを一定期間繰り延べることができる。振出先から短期借入するのと変わらない。ただ、受け取る側からみれば現金化までの時間がかかるうえ、不渡りすなわち回収不能リスクを抱える。サイトに応じたコスト転嫁がなされていないことも問題だ。これまで下請取引の適正化の観点から、支払サイトの短縮や現金払いが推進されてきた¹。意向調査によれば、受け取り側は言うまでも

¹ 2016 年 9 月 15 日に公表された経済産業省「未来志向型の取引慣行に向けて」で下請事業者に対する支払条件の改善が重点課題のひとつに挙げられた。これを受けて発信された 2016 年 12 月 14 日付公正取引委員会・中小企業庁連達「下請代金の支払手段について」では親事業者による下請代金の支払について、①下請代金の支払はできる限り現金によるものとする。②手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。③手形等のサイトについては将来的には 60 日以内とするよう努めることが定められた。その後実施された「令和元年度自主行動計画フォローアップ調査」によれば改善傾向がうかがえるもののペースは緩やかという評価

図表 1 支払手形残高の推移



出所) 財務省「法人企業統計」から大和総研作成

なく、振出側も手形払いをやめたいとする企業が多かったが²、これまでの商慣習もあって全面廃止には至ってない。商慣習を別としても現金払いに切り替えた際の資金繰りの問題がある。少数だが受け取り側にも手形を希望するケースがある。売掛金を早々に手形で回収し裏書譲渡で現金化することができるからだ。手形であっても回収しないと売掛期間がむやみに延びるといふ文脈がうかがえる。

ここで所要運転資金と手形払いによる資金調達機能の関係について説明する。企業の所要運転資金は売上債権に棚卸資産を加え仕入債務を控除して算出する(図表2の算式1)。売上債権は売掛金と受取手形、仕入債務は買掛金と支払手形を合算したものだ。所要運転資金の算出方法には「収支ズレ」に月商を乗じる方法もあり実務でよく使われる(同・算式2)。まずはそれぞれの残高を月商で除したものを回転期間という。売掛金残高を月商で除したのなら売掛金回転期間といい、売掛金が月商の何か月分あるかを意味する。サイトの加重平均ともいえる。販

図表 2 所要運転資金の算式

算式 1・残高から計算

売上債権	売掛金	84	買掛金	66	仕入債務
	受取手形	180	支払手形	156	
	棚卸資産	96	所要運転資金	138	

算式 2・収支ズレから計算

$$\text{収支ズレ(2.3月)} \times \text{月商(60)} = \text{所要運転資金(138)}$$

収支ズレ

$$\begin{aligned} &= \text{売掛金回転期間(1.4月)} + \text{受取手形回転期間(3.0月)} \\ &+ \text{棚卸資産回転期間(1.6月)} \\ &- \text{買掛金回転期間(1.1月)} - \text{支払手形回転期間(2.3月)} \end{aligned}$$

注) 金額単位百万円

出所) 大和総研作成

² 全国銀行協会の委託で実施した「平成 30 年手形・小切手の社会的コストの実態調査」によれば、支払い側の 78%、受け取り側の 89%が取り扱いをやめたい意向

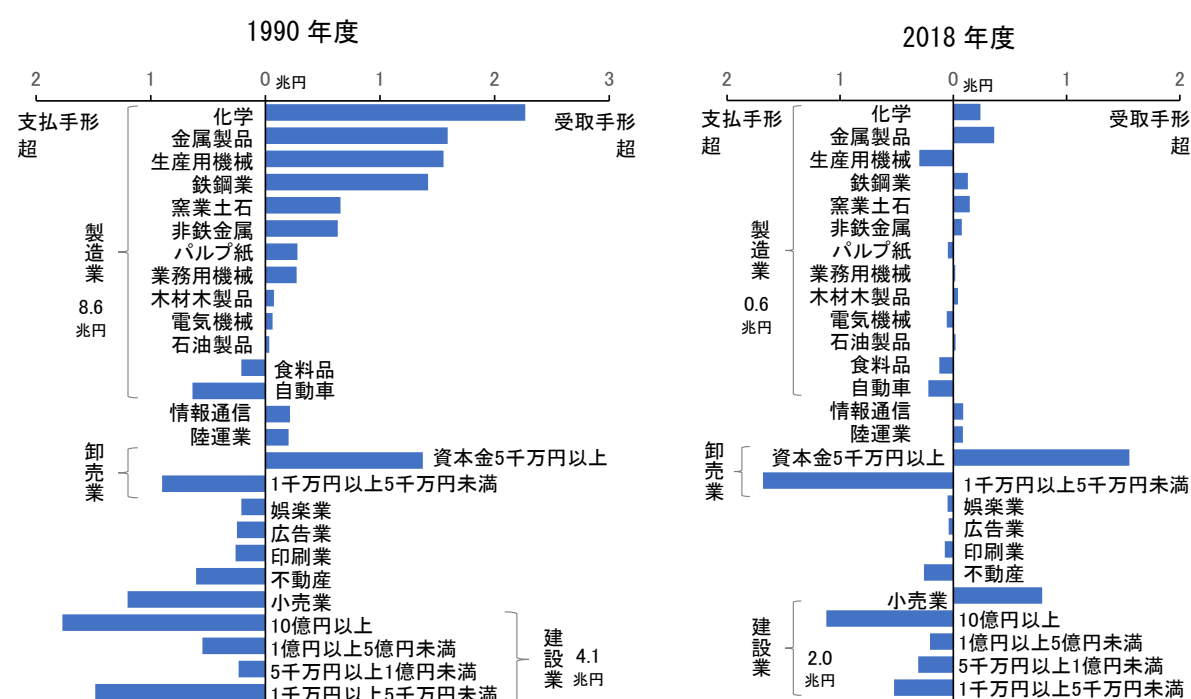
売条件が月末締め翌月末払いの場合、売掛金回転期間は締め日の前日に売り上げたケースの最短1か月と、同じく翌日に売り上げたケースの最長2か月の平均を取って1か月半となる。現金、手形のいずれにせよ支払いを延ばそうとする意図がなければ、あるいは延滞債権が混じっていないければ売掛金回転期間は長くて1か月半だ。そして売掛債権、棚卸資産の回転期間から買掛債務の回転期間を引いたものを収支ズレという。収支ズレに月商を乗じたものが所要運転資金である。

所要運転資金の算式からわかるように、売掛金、受取手形そして棚卸資産の増加は所要運転資金を増やすので資金不足の要因となる。手形払いを現金払いに切り替えたり手形サイトを短縮したりするのも同様だ。支払手形の減少になるからだ。対して、手形サイトを延ばしたり手形払いの割合を高めたりして支払手形を増やすことは資金手当ての一つとなる。売掛金、受取手形と棚卸資産の合計が買掛金、支払手形の合計と同じまたは少なければ所要運転資金は生じない。金融機関等から運転資金を借入れなくとも資金が回ることになる。

建設業に始まる手形の連鎖

図表3は支払手形と受取手形の残高の差を業種別に整理したグラフである。冒頭に述べた通り支払手形が多いのは製造業、卸売業そして建設業の3業種だが、1990年度において製造業は支払手形以上の受取手形があった。製造業の業種別にみると受取手形の超過幅が最も大きかったのは化学で、金属製品、生産用機械、鉄鋼業がこれに次いだ。超過幅が大きいほど運転資金が

図表3 支払手形と受取手形の差



注) 2019年度は建設業の支払手形が急減し一過的な減少の可能性も拭えないため2018年度を比較対象とした出所) 財務省「法人企業統計」から大和総研作成

必要となる。たしかにこれら 4 業種は収支ズレが 3 か月と他業種に比べ長かった（次ページの図表 5）。受取手形が多い場合、借入金をしてできるだけ増やさないよう受取手形の残高とバランスを取るかたちで支払手形を振り出すケースがある。

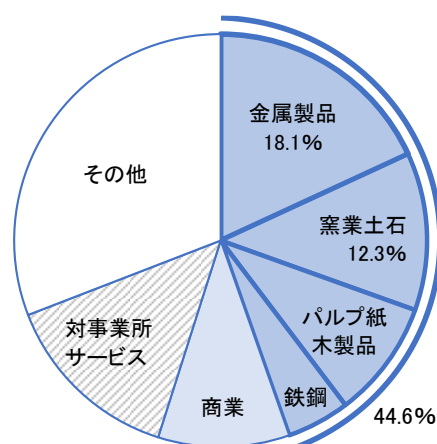
そうして振り出した手形を受け取る側は売上を手形回収したことによる資金不足に陥る。資金不足に陥った企業もその仕入れ先に手形で代金を支払うようになる。こうして振出、受取、振出の連鎖ができあがる。この連鎖の最上流に存在する業種は何か。受取手形よりも支払手形が多い先の中にあるはずだ。図表 3 によれば支払手形が受取手形よりも多く、その超過幅が最も大きい業種は建設業だった。小売業がこれに次ぐ。どちらも販売先がエンドユーザーの業種で代金を手形で受け取る機会が少ない。

1990 年の産業連関表によれば建設業に対する中間投入のうち金属製品、窯業土石、パルプ紙・木製品、鉄鋼など建材関連の割合が高かった（図表 4）。いずれも受取手形の超過幅が大きい業種である。建設業から建材メーカーと建材卸売業に流れる手形の連鎖が推測される。建設業を規模別に分解したところ資本金 10 億円以上の層の超過幅が大きかった。元請企業と推測される。

図表 5 は、所要運転資金すなわち収支ズレの推移とその要因を示したグラフである。1990 年前後において、建設業は受取と支払のサイト差以上に棚卸資産回転期間が長く、収支ズレは 2 か月を越えていた。図表にはないがとりわけ資本金 10 億円以上の層で 4.7 か月と長かった。時代を考えると販売用不動産が押し上げた可能性もあるが、いずれにせよ工事完成までの立替金の負担が重い業種だ。

建設業は振出、受取、振出の手形の連鎖の源流の一つと推測される。支払手形の超過先には自動車や食料品、小売業もあり、このような業種も連鎖の源流にあると考えられる。産業連関表でいえば国内需要のうち最終需要の割合の高い業種だ。逆に中間投入の割合が高い業種ほど仕入債務のサイトも長いと推測される。化学工業の受取手形超過額が長い、うち病院・診療所で在庫を持たない医薬品は調剤薬局または医薬品卸売業が手形の連鎖の源流になっている可能性がある³。

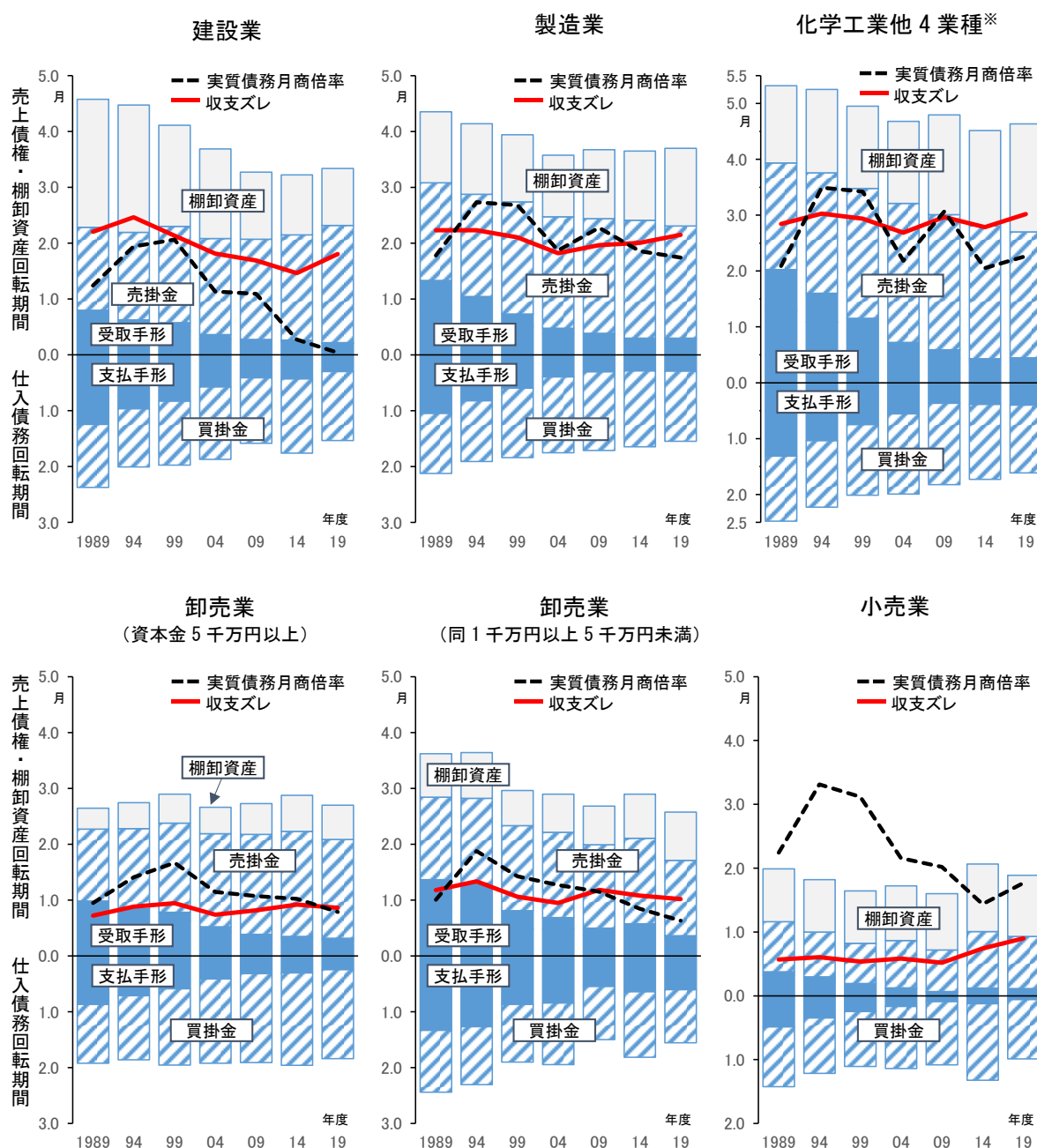
図表 4 建設業の支払先（中間投入）



出所）総務省「平成 2 年産業連関表」

³ 中小企業庁「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」第 4 回（2020 年 11 月 16 日）の資料によれば、大手企業で支払サイトが最も長い業種は医薬品製造で平均 87 日だった。2 位の建設業（同 85 日）に次ぎ化学産業が 84 日だった。

図表 5 収支ズレの要因分解

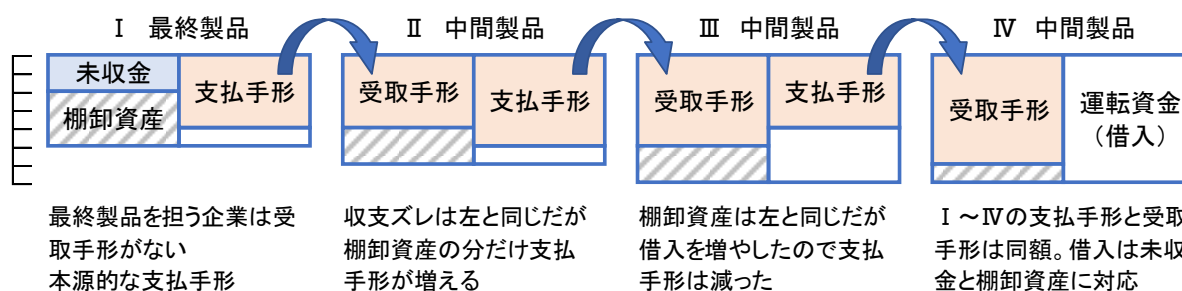


注) 受取手形超過幅が大きい製造業 4 業種は化学工業、金属製品、生産用機械および鉄鋼業
出所) 財務省「法人企業統計」から大和総研作成

5 年後の手形利用の廃止に向けた課題

図表 6 に手形の連鎖を示した。はじめに最終需要に商品・サービスを提供する企業が本源的な支払手形を振り出す。小売業のクレジット売上や在庫、建設業の完成工事未収金や工事立替金による資金不足を手当てするための手形払いである。この手形を受け取った企業は、手形サイトと自らの在庫による資金不足を手当てするために支払手形を振り出す。以下このような具合で手形の振出と受取は連鎖する。そのため支払手形と受取手形の総和は一致する。支払手形

図表 6 手形の連鎖



注) 売掛金、買掛金は捨象
出所) 大和総研作成

を減らすには連鎖の源流の支払手形を減らすことだ。流通経路を短くするか、サプライチェーンの各段階で棚卸資産を減らすか、あるいは金融機関借入で連鎖を断ち切るかである。

この30年にわたって支払手形が減少した要因を検討すると、まず建設業の支払手形が4分の1になった。棚卸資産つまり工事立替金の減少による資金繰りの改善がうかがえる。建設業の支払先である製造業の受取手形も同じく4分の1になった。製造業では売掛金の回転期間が若干延びており、近年は2か月とやや長いことからすると、手形回収が少なくなった代わりに入金日が繰り延べになった可能性はある。支払い側をみると、支払手形が減る代わりに買掛金が増えるケースは小売業や資本金5千万円以上の卸売業でみられる。建設業以外の業種で棚卸資産回転期間に大きな変化はない。収支ズレも同様である。統計の制約で十分な検証はできなかったが、支払手形の減少要因として流通経路が短縮した可能性はある。

卸売業は資本金5千万円以上の層と1千万円以上5千万円未満の層とで様子が異なる。図表3からわかるように5千万円以上の層は受取手形が支払手形より多い。受取手形が減少する代わりに売掛金、支払手形の代わりに買掛金が増加しており、売上債権、仕入債務の回転期間にさほど変化がない。手形によらず決済繰り延べをしているようにうかがえる。資本金1千万円以上5千万円未満の層は支払手形のほうが多い。売掛金回転期間が1.5か月、買掛金回転期間は1か月前後で変わらない。ここ数年支払手形の減少ペースが鈍り、2018年度は受取手形に対する支払手形の超過幅が建設業に次いで大きい業種となった。

この30年の経緯を踏まえれば、少なくとも資金繰り面では5年後の廃止は十分可能と思われる。仮に手形が廃止されたとしても金融機関借入で手当てすることができ資金繰りに窮することは考えにくい。高度成長以来旺盛だったわが国の設備投資が90年代に一服し、2000年代以降借入金が減少した⁴。支払条件の変更に伴う一過的な資金不足を十分にカバーできたことも支払手形の削減に奏功したと考えられる。図表5から、どの業種においても、借入金から現金預金を控除した「実質債務」の月商比が軒並み低下傾向にあることがうかがえる。小売業以外は収支ズレの水準を下回り、あくまで業種の平均だが建設業は無借金に近い。30年前に比べ借入余力が増えた。もっとも、業種によってはコロナ禍による借入増大が考えられ、この場合手形払いが

⁴ 拙稿「地方の貸出金残高の動向は何で決まるのか～東京に集中する借入需要と全国に偏在する資金使途～」(大和総研レポート、2017年10月6日、https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/regionalecnmy/20171006_012354.html)の図表2「現金収支の推移と増減要因」を参照のこと

ら現金払いへの切り替えが遅れるケースもありえる。この点の不透明さは否めない。

全廃を念頭にした課題を挙げれば、まずは建設業など工事完成までの立て替え期間が長い業種への対策だ。工事前払いや出来高に応じた中間払いはこれまでも講じられてきた。言うまでもなく建設業以外の源流の特定も課題だ。手形の連鎖を追跡のうえ対策を練る必要がある。支払手形を減らすため、借入の代わりに買掛期間を延ばす方法もあるが、サイト短縮というそもそもの趣旨に照らすと本末転倒であり選択しがたい。また、かねて懸案の歩掛かり負担の問題⁵も重要だ。手形払いは、仕入れる側が支払いを繰り延べ、言い換えれば企業間信用を得るにもかかわらず、現状の商慣習においては受け取る側の割引手数料が考慮されるケースは少なく、手形払いを現金払いに切り替えるにあたって値引きを要求されるケースさえある。取引価格の設定にあたって即時の現金払いを基準にするよう徹底されるべきだ。手形払いに適正な繰り延べコストを転嫁することで、金融機関に比べコストが安い資金調達手段という位置づけが解消し、借入による運転資金の調達に誘導されることも考えられる。

手形に代わる決済手段としてファクタリングがある。統計の制約により正確な普及度合いが掴めないが、法人企業統計をみると売掛金と買掛金の比率がこの30年間3:2で変わらないため、それほど普及していないと推測される。信用力が十分でない企業にとって、優良企業が振り出す約束手形の割引は確実な資金調達手段だった。手形に比べ売掛金はサイトが短く、手数料が高いという課題もある。金融機関としては、売掛金担保、商品担保の融資商品の拡充も手形廃止に向けた策のひとつとなる。要は販売先と入金の実性を不渡り制度以外で高めればよい。

支払手形の問題は、入金サイトが売掛期間を超えて長引き資金不足をもたらすこと、サイトに見合ったコスト転嫁がなされていないことだった。手形の利用廃止はこうした問題の根本解決に道筋をつける。これは主に受け取る側の問題だが、ペーパーレスによる事務の効率化は振出側や預金金融機関にもメリットがある。わが国生産性の基盤充実の取り組みとして期待したい。

以 上

【参考文献】

経済産業省「未来志向型の取引慣行に向けて」（2016年9月15日）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング「手形・小切手の社会的コストの実態調査」（一般社団法人全国銀行協会「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」第2回資料、2018年3月20日）

一般社団法人全国銀行協会「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」（手形・小切手機能の電子化に関する検討会、2018年12月14日）

中小企業庁「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」にかかる配布資料・議事録（全6回2020年7月31日～2021年2月19日）

中小企業庁「平成30年度取引条件改善状況調査」（2020年10月7日）

総務省「平成2-7-12年接続産業連関表」

⁵ 1 ページ脚注。参考文献に挙げた「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」の資料も参照のこと